

●本号の内容 国賠訴訟第3回口頭弁論···	p1
意見陳述(関生支部・湯川裕司委員長)···	p2

国賠訴訟 第3回口頭弁論

3/10 東京地裁



●恣意的逮捕と長期勾留、憲法違反の保釈条件の責任を追及

3月10日、国賠訴訟の第3回口頭弁論が東京地裁103号法廷で開かれた。

国賠訴訟は2020年3月、全日建中央本部、同関生支部、湯川裕司委員長、武谷新吾書記次長、西山直洋執行委員の5者が原告となって提訴。国(検察と裁判所)、滋賀、和歌山、京都の各府県(警察)を相手取って、恣意的な逮捕と長期勾留、憲法違反の保釈条件について国家賠償を請求している。コロナ禍に加えて、裁判は京都地裁でおこなえと3府県が移送申立をしたことが重なって進行が遅れていたが、争点整理がほぼ終わりつつある。

●「無罪判決は3つめ」と湯川委員長が意見陳述

この日の第3回口頭弁論では、まず湯川委員長が意見陳述。3月6日大阪高裁の逆転無罪判決と3月2日大津地裁の重罰判決を紹介しながら、このあまりに対照的なちがいは「関生支部の活動を、労働組合活動として、その正当性を判断しているのかどうかによって生まれている」と指摘した。

さらに、弁護団が国賠訴訟で文書送付嘱託を申し入れている、大津地檢の多田副検事(当時)の「連帯、削ります」という組合つぶし発言があったのは、まさに3月2日大津地裁判決のコンプライアンス活動事件だったことについて裁判所の注意を喚起。取調べ録画を取り寄せて法廷で裁判官の目と耳で確認するよう求めた。

裁判長は、無罪判決はこれで3つめだと書かれた湯川委員長の意見陳述要旨に食い入るようにして読んでいた。

●労働、刑法、国際人権法の研究者の鑑定意見書にもとづき弁護団が弁論

その後、弁護団が、証拠提出した3人の学者の鑑定意見書にもとづいて、パワーポイントを使って以下の弁論をおこなった。

- ・海渡雄一弁護士(吉田美喜夫・立命館大学名誉教授「労使関係像の転換と労働法理」)
- ・木下徹郎弁護士(葛野尋之・青山学院大学教授「被疑者・被告人の逮捕・勾留、被告人の保釈条件および在宅被疑者の取調べをめぐる法的問題に関する意見」)
- ・小川隆太郎弁護士(申惠丰・青山学院大学教授「意見書」)

次回は5月12日で弁論準備。

意見陳述要旨

2023年3月10日

東京地方裁判所民事第1部合2係 御中

原告 全日本建設運輸連帶労働組合
関西地区生コン支部
執行委員長 湯川裕司

私は、原告全日本建設運輸連帶労働組合関西地区生コン支部（以下、関生支部）の代表者であると同時に、私自身も原告ですが、この意見陳述は関生支部の代表者として以下の通り申し上げます。

なお、本件国賠訴訟を提訴した2020年3月当時の関生支部の代表者は武建一でしたが、関生支部はその後の2021年10月開催の第55回定期大会で役員選挙を実施し、私が新たな執行委員長に選出されたものです。

1 私はまず、この10日間のうちに出された2つの刑事裁判の判決について述べたいと思います。

(1) はじめは、「和歌山広域協組事件」と私たちが呼んでいる事件の控訴審で、3月6日、大阪高裁第1刑事部和田真裁判長が出した判決です。

この事件は、2017年8月頃、和歌山広域協組という生コン業者団体の代表者が、大阪市内にある関生支部の組合事務所周辺に元暴力団員らを差し向けて、組合員の自家用車のナンバーを記録させたり、本件国賠訴訟の原告でもある関生支部の武谷新吾書記次長を名指して、「武谷おるか、所在確認や」などと威嚇したことに対し、関生支部がこれに抗議して、和歌山広域協組代表者に事実関係の釈明と謝罪を要求したこと、また、同協組事務所周辺で宣伝カーによる街宣活動をしたことが、強要未遂および威力業務妨害とされたものです。2年後の2019年7月、武谷書記次長ほか2名の組合役員が逮捕、起訴されました。（3名の逮捕から4か月後の同年11月、私、そして本件国賠訴訟の原告のひとり、西山直洋の2名も同じ容疑で逮捕されましたが、同年12月、不起訴となっています。）

2022年3月、一審和歌山地裁刑事部松井修裁判長は、武谷に懲役1年4月、外2名の組合役員には懲役1年、懲役10月、それぞれに執行猶予3年という判決を出しました。

しかし、今週3月6日の大阪高裁控訴審判決は、この原判決を破棄し、3名いずれについても逆転無罪を言い渡したものです。

(2) もうひとつは、上記判決に先立つこと1週間ほど前の3月2日には、「コンプライアンス活動事件」と私たちが呼んでいる刑事裁判の一審判決がありました。

この事件は、労働組合活動として取り組んできた関生支部のコンプライアンス活動が、恐喝、恐喝未遂、威力業務妨害とされたもので、大津地裁刑事部畠山靖裁判長は、私を含む6名の組合役員や元組合員らに対し、私には懲役4年の実刑、5名に対しては、執行猶予付の懲役3年から懲役1年という、信じがたいほどの重罰判決を出しました。（この不当判決に対し、私たちは即日控訴しています。）

コンプライアンス活動は、建設現場の労働者の安全と健康、労働者の労働条件低下を招く生コンの安売り規制、そして消費者の安心と安全を守るために生コンの品質確保を目的として、1995年阪神大震災以降、関生支部が長年にわたり実施してきた産業政策活動です。具体的には、組合員2、3人がチームを組んで建設現場や生コン工場をパトロールして、労働安全衛生法、道路交通法、公害防止関連法などについての法令違反を見つけた場合、工事現場の責任者にその事実を指摘するとともに、自治体や交通警察に通報し、臨場して事業者に是正指導す

るよう申し入れてきました。

このような産業別労働組合によるコンプライアンス活動は、国際労働運動では、海員、港湾、建設などの分野で日常的な基本活動として実施されていることについても付け加えておきたいと思います。

また関生支部のコンプライアンス活動については、7～8年前に事業者が申し立てた仮処分裁判において、大阪地裁も大阪高裁も、組合の活動は社会通念上相当として事業者の申立を却下、棄却する決定が出されていました。ところが、今回の大津地裁はすでにみた重罰判決を出したものです。

2 なぜ、以上のようなあまりに対照的な判決が出されるのか。

- (1) その違いは、関生支部の活動を、労働組合活動として、その正当性を判断しているのかどうかによって生まれているのだと私たちは考えています。

大阪高裁の判決はこう述べています。

「産業別労働組合である関生支部は、業界企業の経営者・使用者あるいはその団体と、労働関係上の当事者に当たるというべきだから、憲法 28 条の団結権等の保障を受け、これを守るために正当な行為は、違法性が阻却されると解すべきである」。

また、被害者とされた和歌山広域協組代表者のもとへと「抗議等に赴くことは、それが暴力の行使を伴うなど不当な行為に及ぶものでない限り、労働組合が団結権を守ることを目的とした正当な行為として、労組法 1 条 2 項の適用又は類推適用を受けるというべきである」。

判決を一読した労働法学者は、「労働法理にもとづき判断すれば当然無罪」とコメントしてくれています。

なお、一連の刑事裁判における無罪判決は、これで 3 つめだという点についても裁判官には注意を払っていただきたいと思います。

- (2) 他方、大津地裁の判決は、たとえば、法令違反の事実を指摘するビラの作成や配布を、企業に対する「攻撃」などと表現してはばかりぬもので、関生支部を労働組合とみなしていないからだというほかありません。判決は、この裁判で恐喝とされた公訴事実については、すでに 1 年半前に大阪地裁が私と共に犯とされた関生支部の前委員長に対して無罪判決を出しているにもかかわらず、ずさんな事実認定と推論に推論を重ねて私を有罪としたもので、許しがたい誤りだと私は憤りを感じています。

次のような事実にも注目してください。

第 1 に、このコンプライアンス活動事件は被害者とされた建設会社の被害届はないまま、滋賀県警組織犯罪対策課が捜査を開始して事件化したものだという事実です。つまり、憲法 28 条労働基本権保障や労組法 1 条 2 項の刑事免責などを無視した警察が、関生支部を反社会的組織に見立てて作り出したのがこの事件だということです。

第 2 に、弁護団が本件国賠訴訟で文書送付嘱託を申し入れている、大津地検の多田副検事（当時）の「連帯、削ります」という組合つぶし発言があったのは、まさにこのコンプライアンス活動事件だったということです。多田副検事のこの発言は、2018 年 7 月、一連の逮捕劇のなかで最初に逮捕された組合役員にむけられたものでした。

3 最後に

このような点をふまえて、私は裁判所がぜひとも大津地検の検事たちの取調べ録画を取り寄せて、この法廷で再生し、裁判官自身の目と耳で、直接に確かめてほしいとお願いしたいと思います。

以上